

平成二十六年四月十八日受領
答弁第一一四号

内閣衆質一八六第一一四号

平成二十六年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する第三回質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する第三回質問に対する答弁書

一について

千九百九十三年十月十三日付けの日露関係に関する東京宣言は、北方領土問題が択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題であることを明確に位置付けた上で、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決するというロシア連邦との間の平和条約の締結に関する交渉の指針を明確に示している。

二について

お尋ねの事例は、千九百九十一年十月十四日付けの日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の外務大臣間の往復書簡により設定された四島交流の枠組みの下で行われたものである。

三について

先の答弁書（平成二十五年十一月十九日内閣衆質一八五第六一号）一及び六についてでお答えしたとおりである。